

産業建設常任委員会記録

令和4年3月25日

【開催日】 令和4年3月25日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時55分～午後2時

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則	庶務調査係書記	岡田靖仁
-------	------	---------	------

【審査内容】

- 1 請願第1号 鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書について

午後1時55分 開会

藤岡修美委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。先ほど本会議で請願第1号が採択されましたので、委員会から意見書案を提出します。それでは、中岡副委員長から意見書案を読み上げていただきたいと思います。

中岡英二副委員長 意見書案の内容は、「平成14年3月31日に臨時石炭鉱害復旧法が廃止されたが、旧産炭地では、今なお陥没や地盤沈下など、浅所採掘（地表下50m以浅の採掘跡及び坑道跡）に起因する被害が発生している。その復旧について、有資力鉱区においては賠償義務者が対

応し、無資力鉱区においては中国経済産業局が特定鉱害（地表下50m以浅の採掘跡及び坑道跡の崩壊に起因する地盤の陥没）の認否を決定し、特定鉱害と認められた場合には経済産業大臣が指定した法人が工事を行っている。しかし、認定要件が厳しいため、被害が大きくても認定鉱害と認められず、復旧補償がなされず、住み慣れた家から転居し借家生活を余儀なくされている人がいる。ついては、無資力鉱区の特定鉱害の不認定に不服がある場合、認定権者である経済産業省において被害発生の原因を精細に調査し、広く被害者を救済する措置を強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」です。以上です。

藤岡修美委員長　ここで討論を行います。討論はありますか。（「委員長」と呼ぶ者あり）

中島好人委員　意見書案の真ん中辺りで、文面は「被害が大きくても特定鉱害と認められず」ですが、副委員長は「被害が大きくても認定鉱害と認められず」と読み上げられました。どちらでの文言で意見書案を提出しますか。

藤岡修美委員長　文面どおり「被害が大きくても特定鉱害と認められず」にしたいと思います。改めて討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。本意見書案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長　全員賛成でこの意見書案を提出することに決定しました。以上で産業建設常任委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後2時　散会

令和4年（2022年）3月25日

産業建設常任委員長 藤岡修美